

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 4 日

各都道府県
私立幼稚園施設整備費補助金 御担当課 御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）における
押印手続きの見直しを踏まえた今後の対応方針について

平素より、私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）（以下、本補助金という。）における円滑な事務処理に御協力いただきありがとうございます。

これまで押印を求めていた様式において押印欄を削除する内容を含む交付要綱の一部改正を行った旨を令和 3 年 2 月 4 日付け通知にてお知らせしたところですが、交付要綱上様式を定めていない文書についても同様に公印等の押印を求めないこととします。あわせて、本補助金において文部科学省から発出する文書について、今後は下記の通り、公印を押印しない扱いとします。

各都道府県におかれては、このことを貴域内の幼稚園を設置する学校法人に周知し、事務処理に遺漏のなきようお願いいたします。

記

1 公印等の押印を原則不要とする提出様式及び関連文書

- (1) 「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱」（令和 3 年 2 月 4 日一部改正）に基づき提出する様式
- (2) 本補助金の事務手続きにおいて必要に応じて添付することになっている関連文書
- (3) 補助事業者からの提出に基づき、各都道府県知事が発出する文部科学大臣宛ての文書等

※押印をしない場合においては、文書の作成者及び文書の内容の真正性を担保するため、担当部署名・担当者名・連絡先（電話番号、メールアドレス等）を記載すること。

2 文部科学省から発出する文書の押印廃止について

文部科学省から発出する内定通知、交付決定通知等の文書についても、今後は公印の押印を廃止するとともに、PDF ファイル形式でメールにて送付することとする。押印廃止後は、この PDF ファイルを正本として扱うものとし、紙での送付は行わない。文書には問い合わせ先（幼児教育課振興係）が明記されていること、また、専用アドレス（youji-shinkou@mext.go.jp）から送信されていることにより、文書の真正性を確認することが可能である。